

函館市企業局指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、函館市企業局指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）に研修を受講させることにより、使用者へ安全・安心な給水の確保を図り、水道事業者から速やかに情報提供を行い、あわせて給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の選任・解任等の変更届の提出状況等の確認を同時に行うことを目的とする。

(研修の対象者)

第 2 条 研修の対象は、すべての指定事業者とし、この研修により各指定事業者内において必要な情報の周知や教育を実施できる者とする。

(研修の実施)

第 3 条 研修は、原則として 3 年に 1 回実施するものとする。

(研修の通知)

第 4 条 水道事業の管理者（以下「管理者」という。）は、研修を実施するときにはあらかじめその旨を指定事業者に対して通知するものとする。

(申請の手続)

第 5 条 指定事業者は、研修を受講しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出するものとする。

- (1) 指定事業者名および住所
- (2) 代表者の氏名および主任技術者名
- (3) 研修を受けようとする者の氏名および住所
- (4) その他管理者が必要とする事項

(研修の費用)

第 6 条 管理者は、研修に要する費用として指定事業者から研修受講料を徴収することができるものとする。

(研修修了証書の交付)

第 7 条 管理者は、研修受講者に対して修了証書を交付するものとする。

(研修不参加者の取扱い)

第 8 条 研修に参加しなかった指定事業者は，その理由を書面によって管理者に提出するものとする。

(研修の実施主体)

第 9 条 研修は，管理者が実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず，管理者は，複数の水道事業者が合同で行う研修（以下「合同研修」という。）を管理者が実施する研修とすることができる。この場合において，第 4 条から前条中「管理者」とあるのは，「合同研修会の実施者」と読み替えるものとする。

(研修テキスト)

第 10 条 研修は，(社)日本水道協会の共通テキスト等を使用し，行うものとする。

(その他必要な事項)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，管理者が別に定める。

附 則

この要綱は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。